

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

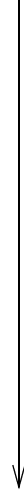
○厚生労働省告示第三百二十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月三十一日から適用する。

平成二十八年八月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表一に次のように加える。



40	ベバシズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年5月23日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3687から3690まで、3695から3697まで、3702及び3703
41	ラムシルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年5月23日及び同年6月20日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、2570、2571、2584、2616、2628及び2637
42	レボドパ／カルビドパ水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1739から1746まで
43	プロプラノロール塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3151、3152及び3200から3202まで
44	プロダルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3108、3110、3111、3115、3116、3118から3123まで、3125、3130及び3137
45	カルフィルゾミブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年7月4日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3842及び3848